

事務事業	231501	介護サービス給付事業		
事業区分	実施計画事業	施策体系	231510 介護保険サービス・福祉サービスの充実	
区分	必要性	非常に高い	効率性	高い
	方向性（第一次）	改善・効率化	改善、効率化の内容	強化戦略
対象	要介護認定者			

事務事業目的	各種介護サービスの提供に応じ、適切な給付を行います。
事務事業内容	要介護認定者が利用した介護サービスについて法定の給付額の支払いを行います。 ①居宅介護サービス給付費 ②施設介護サービス給付費 ③居宅介護福祉用具購入費 ④居宅介護住宅改修費 ⑤居宅介護サービス計画給付費 ⑥地域密着型介護サービス給付費
実施形態	直営
成果指標	要介護認定者に対して行った内容①～⑥の保険給付額の合計額 令和元年度実績： 8,566,835,839円
活動指標	（活動指標 1）介護保険事業計画に基づき計上した年間給付費 令和元年度実績： 9,507,362,000円

事業コスト計算

事務事業費予算額	9,507,362,000 円	R1 事務分担表による「事務に係る人数」	1.23 人
事務事業費決算額	8,566,835,839 円	R2 事務分担表による「事務に係る人数」	1.46 人
予定値		確定値	
直接事業費	9,507,362,000 円	直接事業費	8,566,835,839 円
人件費	10,138,157 円	人件費	11,806,150 円
総額	9,517,500,157 円	総額	8,578,641,989 円

見直し実績	引き続き介護保険法等に基づいた給付事業を実施する。	
事務事業評価	内部要因 外部要因	（ニーズ）介護と同時に、多様、複雑、複合的な「困りごと」を抱える人、世帯が増加傾向にある。 （強み）医療機関や介護保険サービス事業者等との連携により適切なサービスを提供することができる。
	必要性	法令により市が実施することとされている介護保険制度による法定給付である。
	効率性	給付については、埼玉県国民健康保険団体連合会に委託して審査及び給付決定を行っており、効率的に実施している。
	方向性	介護保険法等に基づいた給付事業として継続実施する。